

平成16年2月23日

警察庁警備局警備企画課長

植松 信一 殿

警察庁生活安全局生活安全企画課長

吉田 英法 殿

国土交通省大臣官房参事官 越智 秀信



「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律案」の閣議決定に際して、国土交通省は警察庁に対し下記の事項を確認する。

記

1. 第2条関係

国土交通省は、第2条第5項の「危害行為」を定める国土交通省令を制定し、又はこれを改廃する場合には、あらかじめ十分な時間的余裕をもって警察庁の意見を聞くものとする。

2. 第3条関係

- (1) 国土交通省は、第3条第2項及び第3項（同条第4項で準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づく国家公安委員会からの意見を最大限尊重するものとする。
- (2) 国土交通省は、国際海上運送保安指標の設定及び変更を行おうとする場合には、警察庁に対し事前にその内容を連絡するものとする。ただし、その指標とすべきことが明白かつ緊急を要する場合には、事前にその内容を連絡するよう努めるものとする。

3. 第47条関係

- (1) 国家公安委員会は、次に掲げる国土交通省令の制定及び改廃に関して、国土交通省に意見を述べることができる。
- 第5条第2項の船舶警報通報装置等の技術上の基準に関する国土交通省令
 - 第6条の船舶指標対応措置の内容に関する国土交通省令
 - 第7条第1項の船舶保安統括者の要件に関する国土交通省令
 - 第7条第5項（第8条第4項、第30条第3項（第33条第2項で準用する場合を含む。）及び第38条第3項（第41条第2項で準用する場合を含む。）で準用する場合を含む。）の船舶保安統括者、船舶保安管理者、埠頭保安管理者等、水域保安管理者等の業務の範囲に関する国土交通省令
 - 第11条第1項の船舶保安規程の記載事項に関する国土交通省令
 - 第11条第4項の船舶保安規程の軽微な変更に関する国土交通省令
 - 第29条第1項（第33条第2項で準用する場合を含む。）の埠頭指標対応措置等の内容に関する国土交通省令
 - 第29条第2項（第33条第2項で準用する場合を含む。）の埠頭保安設備等の技術上の基準に関する国土交通省令
 - 第30条第1項（第33条第2項で準用する場合を含む。）の埠頭保安管理者等の要件に関する国土交通省令
 - 第31条（第33条第2項で準用する場合を含む。）の埠頭訓練の実施に関する国土交通省令
 - 第32条第1項の埠頭保安規程の記載事項に関する国土交通省令
 - 第32条第5項（第33条第2項で準用する場合を含む。）の埠頭保安規程等の軽微な変更に関する国土交通省令

- 第33条第1項の埠頭保安規程に相当する規程の記載事項に関する国土交通省令
 - 第37条（第41条第2項で準用する場合を含む。）の水域指標対応措置等の内容に関する国土交通省令
 - 第38条第1項（第41条第2項で準用する場合を含む。）の水域保安管理者等の要件に関する国土交通省令
 - 第39条（第41条第2項で準用する場合を含む。）の水域訓練の実施に関する国土交通省令
 - 第40条第1項の水域保安規程の記載事項に関する国土交通省令
 - 第40条第3項（第41条第2項で準用する場合を含む。）の水域保安規程等の軽微な変更に関する国土交通省令
 - 第41条第1項の水域保安規程に相当する規程の記載事項に関する国土交通省令
- (2) 国土交通省は、上記の国土交通省令を制定し、又はこれを改廃する場合には、あらかじめ十分な時間的余裕をもって警察庁にその案を提示するものとする。
- (3) 国家公安委員会は、以下の規定に基づく承認及び変更命令について、国土交通省に意見を述べることができる。
- 第11条第4項の規定に基づく船舶保安規程の承認及びその変更の承認
 - 第11条第8項の規定に基づく船舶保安規程の変更命令
 - 第32条第5項（第33条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく埠頭保安規程等の承認及びその変更の承認
 - 第32条第9項（第33条第2項及び第40条第4項（第41条第2項で準用する場合を含む。）で準用する場合を含む。）の規定に基づく埠頭保安規程等及び水域保安規程等の変更命令
 - 第33条第1項の規定に基づく埠頭保安規程に相当する規程の承認
 - 第40条第3項（第41条第2項で準用する場合を含む。）の規定に基づく水域保安規程等の承認及びその変更の承認
 - 第41条第1項の規定に基づく水域保安規程に相当する規程の承認
- (4) 国土交通省は、上記(3)の運用のため、警察庁又は都道府県警察からの個別の求めがあった場合には、承認を行った国際港湾施設の保安規程の内容を提示するものとする。
- (5) 国土交通省は、上記(1)及び(3)により国家公安委員会から述べられた意見を最大限尊重するものとする。

4. その他

国土交通省は、重要国際埠頭施設の管理者等が、

- 第32条第1項の規定に基づく埠頭保安規程
- 第33条第1項の規定に基づく埠頭保安規程に相当する規程
- 第40条第1項の規定に基づく水域保安規程
- 第41条第1項の規定に基づく水域保安規程に相当する規程
- 附則第5条第3項の規定に基づく承認を受けるための埠頭保安規程又は埠頭保安規程に相当する規程
- 附則第5条第7項の規定に基づく承認を受けるための水域保安規程又は水域保安規程に相当する規程

を策定するに当たっては、国際港湾の保安対策に関する協議会等の場で都道府県警察から出された意見が十分に尊重されるよう、また、地方整備局及び重要国際埠頭施設の管理者等と都道府県警察とが緊密な連携を保てるよう、地方整備局を指導するとともに、重要国際埠頭施設の管理者等に対して要請するものとする。

(以上)